

第7期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【平成30（2018）年度～平成32（2020）年度】

概要版

高齢者が尊厳を持ちながら、
安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築



平成30年3月

尼崎市

はじめに



全国的に少子高齢化が進むなか、本市におきましては、特に、ひとり住まいの高齢者、夫婦のみで生活をされている高齢者が多い状況にあることから、支援を必要とする高齢者は今後も増えていくことが予測されます。

こうした中、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を基本理念に、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年（2025年）に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、介護保険制度の適切な運営に取り組んでいます。

今後、高齢者を取り巻く環境の変化や地域特性等に応じた地域包括ケアシステムを構築し、さらにその機能を高め、深化・推進させていくためには、市民、事業者をはじめ、多様な専門機関や地域団体等と行政が、ともに学び、考え、そして手を携え、協力しながら課題解決に取り組む、シチズンシップに支えられた自治のまちづくりを進めることが何よりも重要であると考えています。

そのため、第7期計画では、高齢者支援を地域全体の課題と捉える市民意識の醸成をはじめ、介護予防や健康増進、権利擁護や認知症施策の充実、担い手づくりや介護保険制度の安定運営など、7つの基本目標とそのための施策の展開、さらに6つの重点的な取組を定め、必要な施策を推進することとしています。

引き続き、「超高齢社会における安心な暮らしの確保」を市政の重要なテーマの一つに掲げ、地域の多様な主体による支え合いの仕組みづくりと市民の健康寿命の延伸、人生の最終段階においても自分らしく尊厳をもって暮らせる環境づくりに取り組み、高齢者をはじめ次の世代の人たちにも安心や希望が感じられる尼崎市を目指してまいりますので、皆様の一層のご支援、ご協力をお願いします。

平成30年3月

尼崎市長 稲村和美

目次

第1部 総論.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ及び目的.....	1
3 計画の期間.....	1
4 計画の進行管理及び推進.....	2
5 高齢者等の状況.....	2
6 平成37年（2025年）の将来推計.....	3
7 計画の基本理念と基本目標.....	4
8 本市の地域包括ケアとは.....	5
第2部 施策の展開.....	6
第3部 介護保険事業の今後の見込み.....	11
1 介護給付（予防給付）サービスの量の見込み.....	11
2 地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標.....	12
3 介護保険財政.....	13

第1部 総論

1 計画策定の背景と趣旨

- ◆ 今後、ますます増加する介護需要に的確に対応していくため、国では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するとともに、地域の実情に応じてさらに深化・推進していくことが重要であるとしています。
- ◆ 本市の平成29年3月末の高齢化率は27.1%と、年々高齢化が進んでいる状況にあります。また、本市では、近隣の他の自治体よりも高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯や介護を必要とする高齢者が増加しており、これまで以上に地域社会全体で高齢者を支える仕組みを構築していかなければなりません。

2 計画の位置づけ及び目的

- ◆ 本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画として、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）に向けて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、その機能をより高め、高齢者支援の充実を図るための第2期目の3年計画となります。
- ◆ また、本計画は、本市のまちづくりの指針である尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけられるとともに、「あまがさきし地域福祉計画」のもとで福祉分野別計画に共通する理念等を共有するほか、その他関連計画と整合性を図りながら策定しました。

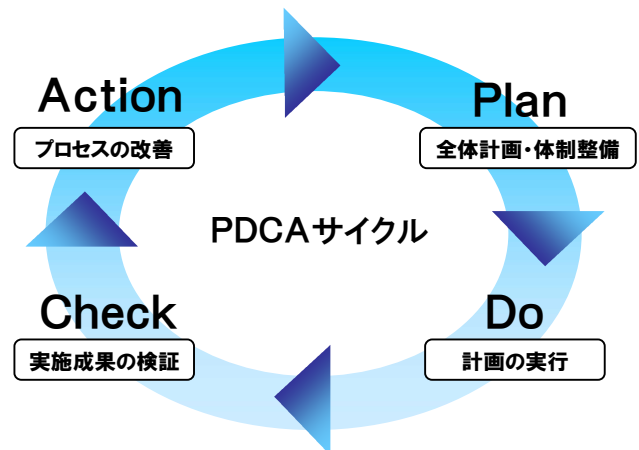
3 計画の期間

- ◆ 本計画の期間は、平成30年度から32年度までとします。なお、本計画は、地域包括ケアシステム構築の目標年次である平成37年（2025年）を視野に入れ策定しています。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
第5期計画			第6期計画			本計画 (第7期)			第8期計画			第9期計画		

4 計画の進行管理及び推進

- ◆ 計画を着実に推進するためには、毎年度、施策や各事務事業について、適切に評価、進行管理を行う必要があります。そのため、計画の進行管理については、社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会の高齢者保健福祉専門分科会の意見を聴き、計画における取組を適宜点検するとともに、取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めていきます。



5 高齢者等の状況

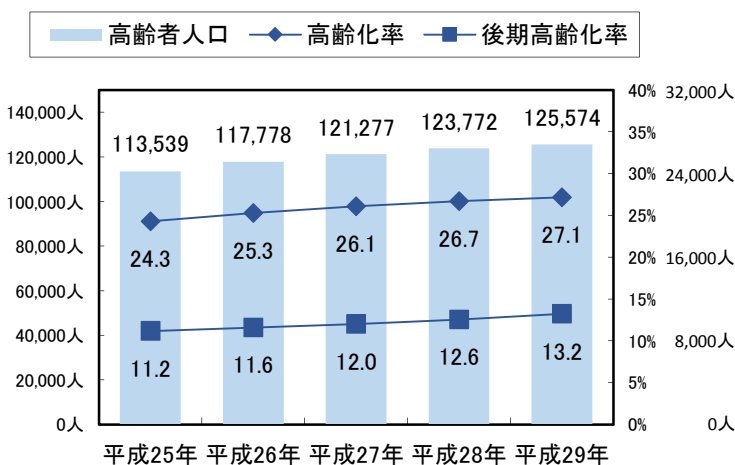
- ◆ 高齢者人口は、平成25年の113,539人が平成29年では125,574人と12,035人増加しています。

65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は、平成25年の24.3%から平成29年では27.1%と2.8ポイント上昇しています。また、75歳以上の後期高齢者割合は、平成25年の11.2%から平成29年で13.2%と、平成25年から2.0ポイント上昇しています。

- ◆ 要支援・要介護認定者数は平成25年の24,262人が平成29年では27,432人と平成25年から3,170人増加しています（伸び率113.1%）。平成25年から平成27年までは毎年1,000人以上増加していましたが、平成28年から平成29年にかけては250人増と、伸びが縮小している状況です。

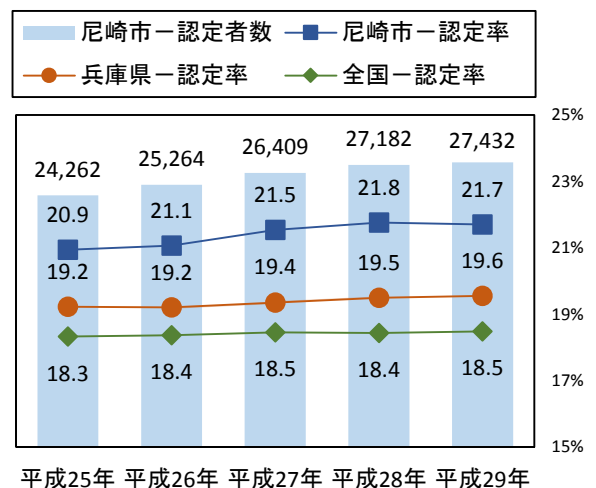
要支援・要介護認定率は平成29年で21.7%と増加傾向にあり、全国・兵庫県よりも認定率が高い状況です。

高齢者人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

要支援・要介護認定者数、認定率の推移



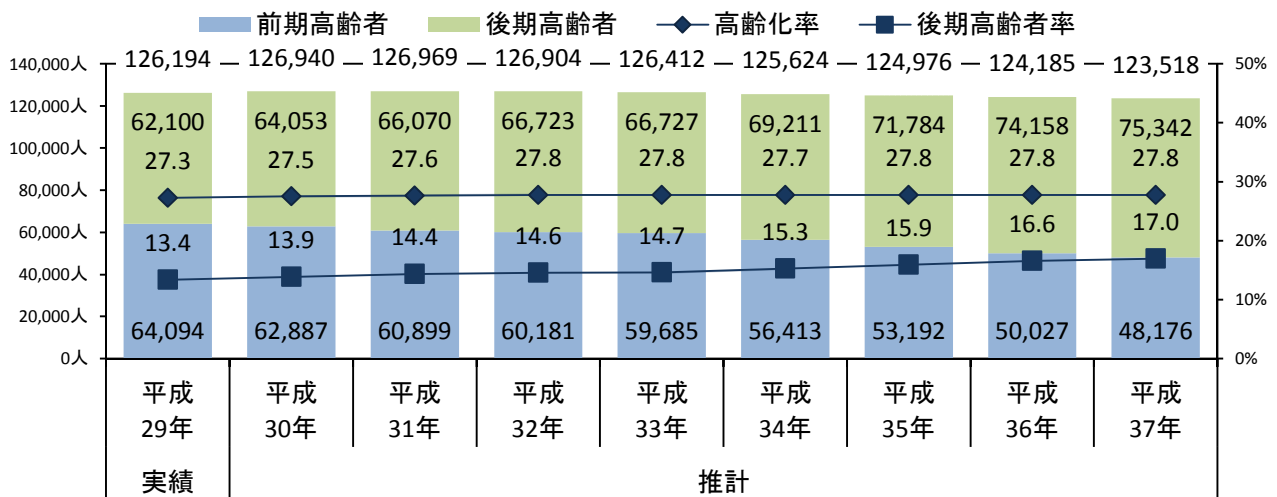
資料：介護保険状況報告（各年9月末現在）

※上記の数字は第2号被保険者を含みます。

6 平成 37 年（2025 年）の将来推計

- ◆ 平成 37 年(2025 年)を見据えて本計画を策定するにあたり、将来の人口推計を行った結果、高齢者人口は平成 31 年まで継続して増加し、それ以後、平成 37 年（2025 年）にかけては若干の減少傾向に転じる見込みとなっています。しかしながら、後期高齢者数については、平成 30 年には前期高齢者数を上回り、人口及び後期高齢化率ともに、平成 37 年（2025 年）まで一貫して増加傾向となることを見込まれています。

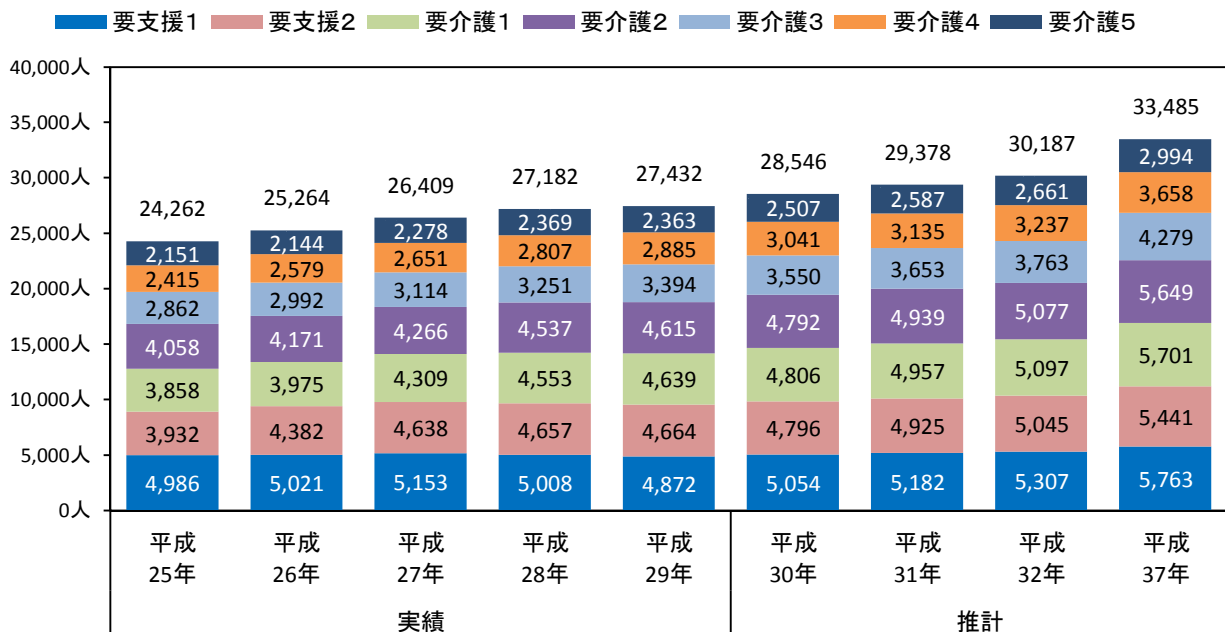
高齢者人口の推計



※平成 29 年実績は 9 月末現在

- ◆ 要支援・要介護認定者は、今後も一貫して増加し続け、平成 37 年（2025 年）には 33,485 人になる見込みであり、平成 29 年の 27,432 人から約 1.2 倍ほど増加すると見込まれます。

要支援・要介護認定者数の実績と推計（第 2 号含む）



7 計画の基本理念と基本目標

- ◆ 本計画では平成 37 年に向けた地域包括ケアシステムの構築にあたって、第 6 期計画で定めた基本理念である「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を引き続き本計画における基本理念として継承しつつ、本市の地域包括ケアシステムの機能をより高めるため、7 つの基本目標を新たに設定するとともに、この基本目標の実現に向けて、本計画期間中における各施策・事業の展開と重点的な取組項目を定め、計画を推進していきます。

高齢者が尊厳を持ちながら、 安心して多様な暮らし方を選択できる 地域社会の構築

基本目標 1

高齢者の 尊厳の確保と 権利擁護

すべての高齢者の意思を尊重し、本人の意思決定の能力を踏まえつつ、必要なサービスを選択できるよう、高齢者の尊厳の確保と権利擁護の視点に基づき各施策の推進を図ります。

基本目標 2

健康づくりと 介護予防の 推進

生涯にわたって活力のある自分らしい生活を送れるよう、早い段階から市民自らが自身の高齢期の過ごし方などについて考え、自主的に健康づくりや介護予防に取り組む意識の醸成に努めるとともに、健康管理や健康増進、介護予防の取組を様々な関係機関が支えることで、市民の健康寿命の延伸を目指し、高齢期が健やかで生きがいのあるものとなるよう支援します。

特に、健康づくり・介護予防の推進により、要支援・要介護状態になることを防止するとともに、その状態の改善、重度化防止に取り組めます。

基本目標 3

高齢者の状態や ニーズに応じた 生活支援サービ スの充実

本市では、要支援・要介護状態になっても、在宅での生活を希望する高齢者が多いことから、高齢者の状態やニーズ等に応じた生活の支援につながるサービスの充実に努めます。

また、生活の基盤となる住まいについては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した住宅の普及促進や必要な住宅改修の推進をはじめ、高齢者の身体状況の変化や多様なニーズに対応した住まいづくりの推進と施設・居住系サービスの充実に努めます。

基本目標 4

多様な専門機関 や団体などに よる支援体制の 構築

高齢者の支援体制の充実に向けては、引き続き行政による福祉サービスの充実に取り組むとともに、多様な専門機関・団体が連携、協働した総合的な支援体制の強化を図ります。

さらに、相談機能の充実とともに高齢者支援に携わる様々な担い手や関係者が集まり、協議・検討を行える場を充実させることで、各種支援・サービスの質の向上に努めます。

基本目標5

助け合い、 支え合いの推進

市民、地域団体、企業、NPO、事業者などの様々な担い手の自主的な活動の活性化を図るとともに、様々な世代が地域を支える担い手として参画することを促進し、地域における助け合いと支え合いの推進に努めます。

基本目標6

生きがいづく り、社会参加の 促進

高齢者が地域コミュニティの形成や社会貢献活動、さらには地域福祉の推進において大きな役割を担えるよう、社会参加を促進するとともに、高齢者が生きがいを持ち、いきいきと活躍できる地域社会づくりに取り組みます。

基本目標7

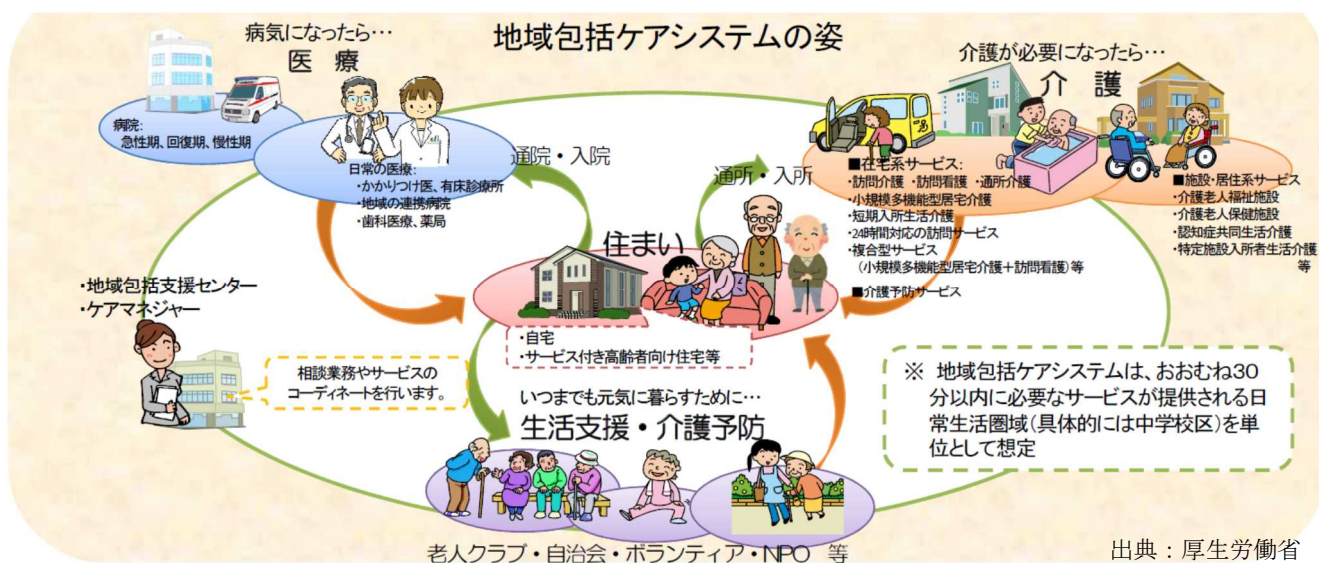
高齢者・介護者 を支える 介護保険サー ビスの充実と適切 な運営

今後も、高齢者の日常生活に必要な支援はもとより、人生の最終段階においても自らの意思が尊重された介護が受けられるよう、また家族介護者の生活を支えることができるよう、各種介護保険サービスの確保と充実を図るとともに、市内事業所等と連携を図りながら、利用者の多様なニーズに対応した適切なサービス提供に努めます。

また、行政は保険者として、適切かつ安定的な介護保険事業の運営につながるよう、要支援・要介護認定や介護給付等の適正化に取り組みます。

8 本市の地域包括ケアとは

- ◆ 本市の目指す地域包括ケアの姿は、高齢者を取り巻く今後の環境変化やさらなる価値観の多様化にも柔軟に対応しつつ、高齢者の尊厳と安心の確保をキーワードに、市民・事業者・行政等の多様な主体が、地域包括ケアを自らの課題、地域の課題として捉え、これまで以上に目標や課題を共有し、お互いに協力しながら、高齢者はもとより、誰もが住み慣れた地域の中で、共に支え合い、できるだけ長く自立した生活が送れる地域福祉社会を構築していくことであると考えます。



第2部 施策の展開

基本目標1 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

施策の展開	主な施策・事業	
1 自己決定権の尊重と権利擁護の推進	①成年後見制度利用支援事業の推進 ②市民後見等の推進	③日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)の推進 ④高齢者虐待の防止
2 認知症の人と家族の支援施策の推進	①認知症の周知・啓発 ②認知症サポーターの養成 ③認知症の人とその家族が集える場の充実 ④認知症予防(早期発見・早期対応)の推進	⑤認知症みんなで支えるSOSネットワーク ⑥認知症初期集中支援事業 ⑦地域総合センター管理運営事業 (音楽療法)

基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

施策の展開	主な施策・事業	
1 生活習慣の改善と疾病予防、健康増進	①生活習慣病予防対策 ②がん等疾病予防対策	③啓発事業(健康教育)
2 介護予防施策の推進	①機能訓練(リハビリテーション) ②訪問指導 ③栄養・口腔機能低下予防事業 ④後期高齢者歯科健診事業 ⑤いきいき健康づくり事業(介護予防事業) ⑥いきいき百歳体操(介護予防事業) ⑦介護予防事業の普及・啓発 ⑧要支援・要介護健診・保健指導 ⑨リハビリテーション専門職等との連携 ⑩ふれあいスポーツ推進事業	⑪サルコペニア肥満調査事業 ⑫生涯スポーツ・レクリエーション事業 (がんばりカード事業、月例行事、さわやか地域スポーツ活動) ⑬地区体育館等指定管理者管理運営事業 ⑭地域総合センター管理運営事業 (健康教室・健康体操) ⑮地域総合センター(上ノ島、塚口)管理運営事業(歩こう会)
3 重度化防止施策の推進	①介護予防事業、健診・保健指導と連携した取組の強化 ②いきいき百歳体操(介護予防事業) 【再掲】	③高齢者ふれあいサロンの拡大 ④リハビリテーション専門職等との連携 【再掲】 ⑤要支援・要介護健診・保健指導【再掲】

基本目標 3 高齢者の状態やニーズに応じた生活支援サービスの充実

施策の展開	主な施策・事業	
1 多様な高齢者福祉サービスの利用促進	①相談体制の充実 ②サービス利用手続きの簡素化	③サービス利用の啓発
2 在宅生活への支援の充実	①訪問型サービスの充実 (介護予防・生活支援サービス事業) ②高齢者移送サービス事業 ③ねたきり高齢者理美容サービス事業 ④軽度生活援助事業 ⑤緊急通報システム普及促進事業	⑥高齢者日常生活用具給付等事業 ⑦高齢者自立支援型食事サービス事業 ⑧家族介護用品支給事業 ⑨家族介護慰労事業 ⑩介護マーク普及事業
3 在宅を支える施設サービスの確保	①養護老人ホーム	②ケアハウス(軽費老人ホーム)
4 高齢者にやさしい住宅の整備促進	①災害復興公営住宅の高齢者への支援 ②マイホーム借り上げ制度 ③分譲マンション共用部分バリアフリー化 助成事業	④サービス付き高齢者向け住宅 ⑤高齢者向けグループハウス運営事業 ⑥住宅改造の支援

基本目標 4 多様な専門機関や団体による支援体制の構築

施策の展開	主な施策・事業	
1 地域包括支援センターによる高齢者支援の推進	①地域包括支援センターの機能強化 ②総合相談支援 ③権利擁護	④包括的・継続的ケアマネジメント ⑤介護予防マネジメント ⑥リハビリテーション専門職等との連携 【再掲】
2 保健・医療・介護・福祉等の連携の推進	①医療・介護連携に係る専門相談の実施 ②地域の医療・介護資源の把握と共有 ③連携の課題抽出と対応策検討 ④入退院調整シートの普及・啓発 ⑤医療・介護連携ツールの作成・運用支援	⑥医療・介護関係者の研修 ⑦市民の意識啓発 ⑧職能団体等の立ち上げ支援 ⑨地域の医師による多職種支援 ⑩地域ケア会議
3 民間団体等との協働の推進	①市社会福祉協議会との協働 ②社会福祉法人、企業、NPO等との協働	③社会福祉法人における公益活動の促進

基本目標 5 助け合い、支え合いの推進

施策の展開	主な施策・事業	
1 生活支援サービス体制整備の推進	①地域福祉活動の組織化と人材育成の推進 ②地域福祉活動の普及啓発 ③生活支援サポーターの確保・育成	④地域福祉ネットワーク会議の充実 ⑤地域福祉推進協議会の設置
2 地域における高齢者の見守り活動の推進	①高齢者等見守り安心事業 ②ふれあい・交流による見守りの促進	③見守り協定の強化
3 地域の福祉力を高める活動の促進	①地域福祉活動の推進 ②地域高齢者福祉活動推進事業 ③住民交流ふれあい型食事サービス	④健康づくり推進員活動の推進 ⑤福祉に対する意識の向上
4 ボランティア活動等の促進	①ボランティアセンターの運営支援	②企業の社会貢献活動の促進

基本目標 6 生きがいづくり、社会参加の促進

施策の展開	主な施策・事業	
1 高齢者の経験・知識・技能の発揮	①老人福祉センターにおける学習活動等の推進 ②老人クラブへの支援 ③高齢者の能力活用	④老人福祉工場の運営 ⑤高齢者の社会参加の推進
2 生きがいづくりへの支援	①身近な地域の集いの場の充実 ②老人福祉センターの運営 ③スポーツ活動	④世代間交流の促進 ⑤敬老事業 ⑥自立した生活による生きがいづくりの提案

基本目標 7 高齢者・介護者を支える介護保険サービスの充実と適切な運営

施策の展開	主な施策・事業	
1 介護保険サービスの充実と質の向上	①介護従事者確保に向けた支援 ②生活支援サポーターの確保・育成【再掲】 ③介護相談員派遣事業 ④サービス事業者への指導・監督のための体制	⑤相談・苦情への対応 ⑥サービス評価の実施 ⑦介護サービス事業者等の質の向上
2 介護給付適正化に向けた取組の推進	①要介護認定の適正化 ②認定調査員の資質向上 ③認定審査会審査判定の適正化 ④ケアプランの点検 ⑤住宅改修等の点検	⑥縦覧点検 ⑦医療情報との突合 ⑧介護給付費通知の送付 ⑨第三者行為求償事務の推進
3 被保険者等への支援の充実	①広報・啓発によるサービス情報等の提供 ②高齢者の権利擁護に配慮した各種手続きの促進	③低所得者対策等

第7期計画における重点的な取組

重点的な取組	基本的な考え方	No	取組内容	主な主体		
				市民	事業者	行政
1 介護予防・重度化防止への取組	要支援・要介護状態とならないよう介護予防活動等の充実に取り組むとともに、要支援・要介護状態から重度化しないよう各種の取組を実施します。	①	個々の心身状況に応じた重層的な支援	○	○	○
		②	リハビリテーション専門職等との協働による介護予防の推進		○	○
		③	介護予防に資する取組の周知・啓発		○	○
		④	高齢者の身近な集いの場の充実	○		○
		⑤	住民主体の介護予防活動への支援	○		○
2 認知症に対する取組	認知症の進行や容態の変化に応じ、医療関係者・介護関係者・地域住民・団体等が連携し、早期発見・早期対応の取組の強化とともに、適時適切に切れ目なく必要な支援やサービスにつなげることができる連携の仕組みづくりを進めます。	①	認知症に対する正しい理解を促すための周知・啓発		○	○
		②	認知症サポーターの養成	○	○	○
		③	認知症の人とその家族が集える場の充実	○	○	○
		④	認知症予防(早期発見・早期対応)の推進		○	○
		⑤	SOSネットワークを活用した早期発見・早期対応の仕組みづくり	○	○	○
		⑥	認知症初期集中支援チームによる支援		○	○
3 医療・介護連携に関する取組	医療と介護の多職種がチームを組んで情報共有するとともに、アセスメントに基づく目標の共有と専門的知見を持ち寄りチームでアプローチするための仕組みづくりを推進します。	①	医療・介護連携を実践する人材の育成		○	○
		②	医療・介護連携を効率的に行うための仕組みづくり		○	○
		③	生き方・暮らし方の意識づくり	○	○	○
		④	医療・介護連携支援センターによる支援		○	○
4 高齢者支援の相談窓口における対応力強化の取組	地域包括支援センターが実施する総合相談業務や権利擁護支援、認知症相談等の各種取組において、関係機関や地域団体等との連携や対応力の一層の強化を図ります。	①	総合相談窓口としての地域包括支援センターの対応力向上		○	○
		②	権利擁護支援の推進		○	○
		③	包括的・継続的ケアマネジメントに関する支援		○	○
		④	介護予防ケアマネジメントに関する支援		○	○
		⑤	効率的な地域包括支援センター運営のための連携		○	○
5 助け合い、支え合いへの取組	住み慣れた地域で高齢者が気軽に集える、社会参加や介護予防に資する場づくりを推進するとともに、市社会福祉協議会と地域包括支援センターの連携を中心とした地域の様々な情報の共有化の取組を推進します。	①	地域情報の共有及び共通理解の醸成	○	○	○
		②	市社会福祉協議会・地域包括支援センターの連携及び支援		○	
		③	地域福祉活動の組織化及び運営支援		○	○
		④	高齢者の地域での居場所づくり	○	○	○
		⑤	高齢者の地域福祉活動への参画促進	○	○	○
		⑥	1④⑤と同じ	/		
6 担い手づくりの推進	元気な高齢者をはじめ幅広い世代の地域住民等が、高齢者の生活支援活動や地域の様々な福祉活動の担い手・支え手として活躍するための仕組みづくりや介護事業所等における福祉人材の確保に取り組みます。	①	地域福祉活動の担い手づくり		○	○
		②	生活支援サポーターの養成		○	○
		③	介護事業所等における福祉人材の確保		○	○

重点的な取組に係る指標

内容	まちづくり基本計画		総合戦略	施策評価	地域福祉計画	現状 (H28年度)	目指す方向	重点的な取組							
	前期	後期						介護予防・重度化防止への取組	認知症に対する取組	医療・介護連携に関する取組	高齢者支援の相談窓口における対応力強化の取組	助け合い、支え合いへの取組	担い手づくりの推進		
① 生きがいを持つ高齢者の割合 考え方 社会とのかかわりを持ち、身体・健康維持に努めながら、生きがいを持って生活する高齢者の割合を増やします。						64.0%	↗	○							○
② 孤立感を感じている市民の割合 考え方 地域福祉活動を広げていく中で、他とのつながりや絆を深め、孤立感を感じている市民の割合が低くなることを目指します。						36.8%	↘							○	
③ 身近な地域活動に参画している市民の割合 考え方 地域の担い手として、主体的に地域活動に参画している市民の割合を増やします。						24.1%	↗							○	○
④ 地域の中で頼れる人がいる割合 考え方 認知症の人への支援や医療介護の連携等の取組により、地域の中で頼れる人がいる高齢者の割合を増やします。						54.8%	↗		○	○	○	○	○	○	
⑤ いきいき百歳体操の登録者数 考え方 元気な高齢期を過ごせるよう、仲間とともに取り組めるいきいき百歳体操の登録者数を増やします。						1,654人	↗	○	○					○	
⑥ 認知症サポーター数 考え方 認知症の人を支える体制や仕組みづくりを進める認知症サポーター数を増やします。						13,766人	↗		○						○
⑦ 地域包括支援センターの認知度 考え方 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの役割や業務内容に対する認知度を高めます。						60.7%	↗			○	○				
⑧ 自分が健康であると感じている高齢者の割合 考え方 健康づくりや介護予防活動により、自分が健康であると感じている高齢者の割合を増やします。						67.2%	↗	○							
⑨ 高齢者ふれあいサロンの登録者数 考え方 高齢者が気軽に集え、仲間づくりができる高齢者ふれあいサロンの登録者数を増やします。						1,359人	↗	○	○					○	
⑩ 地域福祉活動実施団体数（延べ） 考え方 地域福祉活動の広がりを評価するために、地域福祉活動の実施団体数を増やします。						683件	↗							○	○
⑪ 前期高齢者の要介護（要支援）認定者数の割合 考え方 より効果の期待できる前期高齢者の介護予防の推進により、認定率の上昇抑制と重度化防止に取り組みます。						6.2% (H29-9月末)	→	○		○					
⑫ ケアプランの点検件数 考え方 介護保険サービスの質の確保と向上を図るため、ケアプランの点検件数を増やします。						276件	↗	○							
⑬ 入退院時に医療機関等と連携している居宅介護支援事業所の割合 考え方 医療と介護の連携づくりを進めるため、入退院時に医療機関等と連携している居宅介護支援事業所の割合を増やします。						45.5%	↗			○	○				
⑭ 生活支援サポーター養成研修修了者数 考え方 高齢者を支える担い手の裾野の拡大に向けて、生活支援サポーター養成研修の修了者数を増やします。						— (H29 新規)	↗	○	○					○	○

第3部 介護保険事業の今後の見込み

1 介護給付（予防給付）サービスの量の見込み

（1）主な居宅サービスの量の見込み

サービス種類		単位	推計		
			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護	介護	回数/月	197,673	201,998	205,267
訪問入浴介護	介護+予防	回数/月	1,547	1,493	1,551
訪問看護	介護+予防	回数/月	22,397	23,089	23,752
訪問リハビリテーション	介護+予防	回数/月	13,387	15,422	17,545
通所介護	介護	回数/月	45,139	47,181	49,198
通所リハビリテーション	介護	回数/月	13,011	13,363	13,568
	予防	人数/月	568	656	741
短期入所(生活介護・療養介護)	介護+予防	日数(日)	14,170	13,995	13,951

※サービスの見込み量については、介護サービス・介護予防サービスを合わせた1か月あたり利用回数(短期入所は日数)です。なお、介護予防通所リハビリテーションは月単位の利用のため、予防欄に利用人数を掲載しています。

（2）地域密着型サービスの量の見込み

サービス種類	単位	推計		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/月	89	109	121
夜間対応型訪問介護	人数/月	5	5	5
認知症対応型通所介護	回数/月	2,606	2,815	2,993
小規模多機能型居宅介護	人数/月	313	368	430
認知症対応型共同生活介護	人数/月	462	495	503
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	45	60	87
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月	73	87	99
看護小規模多機能型居宅介護	人数/月	91	97	134
地域密着型通所介護	人数/月	2,161	2,403	2,674

※サービスの見込み量については介護サービス・介護予防サービスを合わせた月平均利用人数(回数)です。

（3）施設サービスの量の見込み

サービス種類	単位	推計		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	人数/月	1,755	2,067	2,067
介護老人保健施設	人数/月	1,008	1,008	1,008
介護医療院	人数/月	0	0	0
介護療養型医療施設	人数/月	37	37	37

※各年度の月平均の推計です。

2 地域密着型サービス及び施設・居住系サービスの整備目標

①認知症対応型通所介護

(単位：か所、()内は定員)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	1(12)	0	0	1(12)
小田	0	0	0	0
大庄	1(12)	0	0	1(12)
立花	0	0	0	0
武庫	0	0	0	0
園田	0	0	0	0
合計	2(24)	0	0	2(24)

②小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(単位：か所、()内は登録定員)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	2(58)	2(58)	0	4 (116)
小田				
大庄				
立花				
武庫				
園田				
合計	2(58)	2(58)	0	4(116)

③夜間対応型訪問介護、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：か所)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	1	1	1	3
小田				
大庄				
立花				
武庫				
園田				
合計	1	1	1	3

④認知症対応型共同生活介護

(単位：か所、()内は定員)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	1(18)	1(18)	1(18)	3(54)
小田				
大庄				
立花				
武庫				
園田				
合計	1(18)	1(18)	1(18)	3(54)

⑤地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：か所、()内は定員)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	1(29)	0	0	1(29)
小田				
大庄				
立花				
武庫				
園田				
合計	1(29)	0	0	1(29)

⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：か所、()内は定員)

圏域	30年度	31年度	32年度	合計
中央	1(29)	0	0	1(29)
小田				
大庄				
立花				
武庫				
園田				
合計	1(29)	0	0	1(29)

⑦施設・居住系サービス

(単位：床数)

施設種類	30年度	31年度	32年度	第7期計
介護老人福祉施設	200	0	0	200
介護老人保健施設	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	100	0	0	100

3 介護保険財政

事業運営期間の事業費用の見込み額

	3か年の総額
介護保険事業費総額	132,460 百万円
保険料収納必要額	27,113 百万円

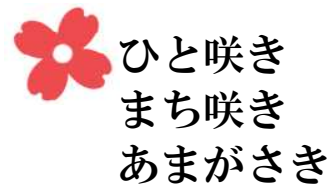
所得段階及び保険料

段階	対象者	保険料率	保険料年額	保険料月額
第1段階	①生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 ②世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472 円	3,206 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.685	52,707 円	4,392 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が120万円超の人	0.750	57,708 円	4,809 円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる場合で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250 円	5,771 円
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員に課税者がいる場合で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944 円	6,412 円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333 円	7,694 円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027 円	8,336 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416 円	9,618 円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805 円	10,900 円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423 円	11,702 円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041 円	12,503 円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1000万円未満の人	2.075	159,659 円	13,305 円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上1200万円未満の人	2.200	169,277 円	14,106 円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1200万円以上の人	2.325	178,895 円	14,908 円

※保険料月額は、年額を12か月で割った額(円未満四捨五入)で、目安です。

なお、費用負担の公平化に伴う「低所得者の第1号保険料の軽減強化」については、第1段階において第6期計画と同様に実施します。これに伴う第1段階の第1号保険料は次のとおりです。

	軽減前		軽減後	
	保険料率	保険料月額	平成30～32年度	
			保険料率	保険料月額
第1段階	0.5	3,206 円	0.45	2,885 円



本市の最上位計画である「尼崎市総合計画」のキャッチフレーズです。

第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【概要版】
【平成30（2018）年度～平成32（2020）年度】

平成30年3月発行

発行：尼崎市
編集：健康福祉局高齢介護課
電話：06-6489-6356
住所：〒660-8501

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号